



本 報 告 書 の 概 要

本章は、本報告書に掲載した民事第一審訴訟事件等（後掲Ⅱ）、刑事通常第一審事件（後掲Ⅲ）、家事事件・人事訴訟事件（後掲Ⅳ）の審理状況等について、その概要を取りまとめたものである¹。

1 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1. 1 民事第一審訴訟事件等の概況

1. 1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件（全体）²の新受件数は、過払金等事件（「金銭のその他」等）の新受件数の増減を受け、平成 21 年をピークにして減少傾向が続いた後、平成 27 年以降はおおむね横ばいとなっていたが、平成 30 年は近年と比べて若干減少した³。

平均審理期間⁴を見ると、民事第一審訴訟事件（全体）と過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件のいずれについても、平成 22 年頃から平成 27 年まで長期化が続き、平成 28 年及び平成 29 年はほぼ横ばいに推移したが、平成 30 年は再び長期化傾向が見られた。審理期間が 2 年を超える事件の割合⁵も、前回から増加した。平均争点整理期日回数が若干増加するなど、争点整理期間が長期化している。また、係属期間が 2 年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年増加が続いている。

民事第一審訴訟事件（全体）の終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合は前回と同一であったが、和解で終局した事件の割合が前回よりも増加した。なお、過払金等事件以外で見ると、対席判決で終局したのは既済件数全体の約 25%（判決で終局した 4 割強の事件のうち、対席判決によるものが 6 割弱）となっている。

人証調べの実施率は減少傾向にあるが、平均人証数⁶は前回と同様である。

民事第一審訴訟事件（全体）の上訴率については、平成 27 年までは増加する傾向にあったが、平成 28 年以降は減少する傾向にある。

民事第一審訴訟事件（全体）の合議率については、平成 24 年以降、既済事件及び未済事件ともに増加する傾向にある。審理期間 2 年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも平成 23 年以降増加する傾

¹ 本報告書において分析に利用した統計データは、出典を示したもののほかは、平成 31 年 4 月 15 日現在のものです（なお、第 7 回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、平成 30 年（1 月から 12 月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、審級ごとに、当該審級において事件が終局すると作成される「事件票」に基づいている。

² 「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。

³ 過払金等事件を除外する処理の詳細は、第 3 回報告書概況・資料編 24 頁以下を参照

⁴ 平均審理期間は、従来から、1 事件ごとの実数値の平均ではなく、審理期間の区分ごとに設定された代表値（基本的には、各区分の中間値が代表値とされており、例えば、民事第一審訴訟事件の既済事件については、1 月以内から 5 年超まで 10 段階に区分されており、1 月以内の代表値は 0.5 月となる。）に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出されており、本報告書においても、この方式によっている。一例として、3 月超 6 月以内の事件が 4 件、6 月超 1 年以内の事件が 5 件、1 年超 2 年以内の事件が 1 件の場合を想定すると、平均審理期間は、「(4.5 月 × 4 件 + 9 月 × 5 件 + 18 月 × 1 件) ÷ 10 件」で算出され、8.1 月となる。

⁵ 審理期間が 2 年を超える事件の割合は、「2 年超 3 年以内」、「3 年超 5 年以内」及び「5 年を超える」の各欄に記載された割合を足し合わせる方法によって求めている。複数の審理期間区分を通じて割合を求める際、このような方法によることは、以下、特に断らない限り、本報告書において同様である。

⁶ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。

向にある。

1. 1. 2 個別の事件類型の概況

1. 1. 2. 1 医事関係訴訟の概況

医事関係訴訟の新受件数は、ピーク時である平成 16 年から平成 21 年までおおむね減少傾向をたどった後、平成 21 年以降は年間 700 件台で、平成 26 年以降は年間 800 件台前半でそれぞれ推移していたが、平成 30 年は 753 件に減少した。

平均審理期間は、前回からほぼ変化が見られず、長期的にみてもほぼ横ばいに推移している。

人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、第 1 回口頭弁論から人証調べ開始までの争点整理期間が前回より若干短くなったが、全体の平均審理期間は前回からほぼ変化が見られず、長期的に見てもほぼ横ばいである。また、人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向にある。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合）についても、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合や、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

1. 1. 2. 2 建築関係訴訟の概況

建築関係訴訟⁷の新受件数は、前回より若干減少しており、平成 21 年をピークにしておおむね減少傾向にある。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の建築関係訴訟全体に占める割合が前回より減少したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間は、前回より短縮した。他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が 2 年を超える事件の割合が前回に続いて増加傾向にあり、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合が高い水準にある。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間⁸は、民事第一審訴訟事件よりも長期化する傾向にあったが、平成 30 年は、前回及び前々回より短縮し、民事第一審訴訟事件と同じ水準になった。

鑑定実施率（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は、平成 18 年以降で見ると低い水準が続いている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停に付された事件の割合は、前回よりも更に増加し、その平均審理期間は、前回より短縮した。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

1. 1. 2. 3 知的財産権訴訟の概況

知的財産権訴訟⁹の新受件数は前回より減少した。平均審理期間は、前回と比べて短縮し、平成 25 年以降短縮傾向にある。

⁷ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金等を請求する事件）がある。

⁸ 人証調べ期間とは、最初の人証調べを実施した日から最後の人証調べを実施した日までを指し、その間に争点整理手続や和解が行われている場合、その期間を含むものである。

⁹ 知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す。

審理期間が6月以内の事件の割合が前回より増加し、6月超2年以内の事件の割合は前回より減少した。また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決で終局した事件に占める対席判決の割合及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が極めて高く、平均争点整理期日回数も多くなっている。

知的財産権訴訟の上訴率は、民事第一審訴訟事件（全体）の上訴率の約2.8倍である。

1. 1. 2. 4 労働関係訴訟等の概況

労働関係訴訟¹⁰については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移していることの影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合は前回より若干増加したが、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は前回より若干減少したが、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合は前回より減少したのに対し、和解で終局した事件の割合は前回より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合は前回より若干増加し、労働審判で終局した事件の割合も前回より若干増加した。労働審判事件の平均審理期間は、前回より若干長くなった。

1. 1. 2. 5 行政事件訴訟の概況

行政事件訴訟¹¹の新受件数は、前回より減少した。平均審理期間は、平成18年以降の推移の範囲内に収まっており、前回からおおむね変化はない。

当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回より増加したが、人証調べ実施率は前回より減少した。双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、前者の割合が増加し、後者の割合が減少したため、平均審理期間にはほとんど変化が生じなかったものと考えられる。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、6月以内の既済件数の割合の増加や争点整理手続の実施率の増加が見られるものの、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理手続の実施率が顕著に低いことは、前回と同様である。

1. 2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証

民事第一審訴訟事件については、第7回報告書でも指摘したとおり、争点整理期間が若干長くなり、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や重

¹⁰ 労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す。

¹¹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない。

要な証拠について認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。また、「その他の損害賠償」は、そもそも主要事実の特定が難しく何が争点となるか等の認識共有が困難な非典型的な事件を多く含むため、平均審理期間が比較的長い事件類型であるところ、近年その事件数は増加傾向にある。そこで、今回の検証では、裁判所と当事者との間の双方向のコミュニケーションを通じた争点等についての認識共有の現状と課題のほか、非典型的な損害賠償事件において争点等の認識共有を困難とする具体的事情や工夫等について実情調査を行うこととした。また、合議体による審理の効果や長期化が見込まれる事件を早期に合議に付すための工夫等についても調査対象とした。これらの点について調査するため、平成 30 年 2 月及び 10 月に、大規模及び中規模の地方裁判所本庁各 1 庁の計 2 庁の裁判所並びに上記本庁 2 庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、後掲Ⅱ. 2 のとおりである。

2 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

2. 1 刑事通常第一審事件の概況

2. 1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件¹²全体について見ると、事件数（新受人員、終局人員）は平成 25 年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。平均審理期間は 3 月前後で推移し、審理期間の分布についても前回と同様である。自白・否認別¹³で見ると、自白事件の平均審理期間はおおむね横ばいであるが、否認事件については、平成 27 年から若干長期化傾向にある。刑事訴訟事件では、連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、裁判員裁判対象事件以外の事件の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが、制度開始から 10 年近くが経過しても、そうした停滞が生じていることはうかがわれない。その余の主な統計データ（否認率、事案複雑等を事由とする長期係属実人員数、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については、前回から大きな変化は見られない。

2. 1. 2 裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件の新受人員は、平成 28 年までの減少傾向に歯止めが掛かり、おおむね横ばいの状況

¹² 「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

¹³ 自白とは、終局の段階において全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

にある。判決人員についても前回から大きな変化は見られない。平均審理期間、審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、いずれも平成 28 年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、特に自白事件の公判前整理手続期間については、改善の兆しが見られる。

2. 2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の概要と検証

刑事裁判については、第 7 回報告書で指摘したとおり、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化しており、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっている。もっとも、長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難く、実情を踏まえた検討が必要となることから、平成 30 年 3 月及び 10 月に、大規模庁及び中規模庁の地方裁判所本庁各 1 庁の計 2 庁の裁判所並びに上記本庁 2 庁に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。調査事項としては、今回が初めての実情調査であることから、まずは公判前整理手続が長期化している要因について幅広く実情を聴取することに主眼を置くとともに、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等についても聴取することとした。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、後掲Ⅲ. 2 のとおりである。

3 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

3. 1 家事事件の概況

3. 1. 1 家事事件全体の概況

家事事件¹⁴のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の増加の影響で増加傾向にある。一方、別表第二事件の新受件数は、調停事件を中心におおむね緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかに長期化している。

一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある一方、平均審理期間については緩やかな長期化傾向にある。この傾向については、前回と同様、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が高い水準にあることが影響しているのではないかと考えられるほか、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関

¹⁴ 「家事事件」とは、家事事件手続法（以下「家事法」という。）別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。)が影響しているのではないかと考えられる。

その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合)については、前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回より増加している。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

3. 1. 2 個別の事件類型の概況

3. 1. 2. 1 遺産分割事件の概況

遺産分割事件の新受件数(審判+調停)は、高齢化の影響等により長期的に見れば増加傾向にある。平均審理期間は、ここ数年間は12月を下回る水準で推移しており、長期的に見れば短縮傾向にある。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回より増加しており、前回と比べても、他の事件類型と比べても、調停に代わる審判が更に積極的に活用されている。

手続代理人弁護士関与のある事件数は、ここ数年増加傾向にある。

その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔、平均当事者数)については、前回から大きな変化は見られない。

3. 1. 2. 2 婚姻関係事件の概況

婚姻関係事件¹⁵の新受件数(審判+調停)は若干減少したものの、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成21年以降、長期化傾向にある。この傾向に関連する事情として、前掲3. 1. 1で指摘したのと同様に、取下げで終局した事件よりも相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が高いことや、婚姻費用分担事件の増加傾向(多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。)が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である。平均審理期間の長期化に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回から減少した。

なお、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回より増加した。また、調査命令のあった事件の割合は、前回より増加した。

平均期日回数及び平均期日間隔については、前回から大きな変化は見られない。

3. 1. 2. 3 子の監護事件の概況

子の監護事件¹⁶については、前回から引き続き、新受件数(審判+調停)がおおむね増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件が最近一貫して増加していることが挙げられることは、前回と同様である。

¹⁵ 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按割合に関する処分(離婚後の年金分割)事件等が含まれる。

¹⁶ 子の監護事件には、養育費請求事件等(養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件)のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回より若干増加したほか、調査命令のあった事件の割合は、前回より増加した。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から大きな変化は見られない。

3. 2 家事事件に係る実情調査の概要と検証

家事調停事件については、各庁において評議を通じた裁判官関与の充実の取組が行われているものの、遺産分割以外の事件に関する平均審理期間が若干長期化傾向にある。また、人事訴訟事件に関する平均審理期間は、おおむね一貫して長期化傾向にある。

こうした状況を踏まえ、第7回報告書においては、調停委員会内部における認識共有に向けての取組を引き続き進めるとともに、調停委員会と当事者との間の認識共有という視点がこれまで以上に重要となり、その具体的方策等について検討を深めることが必要となるとの課題や、審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ、調停進行上の具体的方策等を更に検討していく必要があるとの課題が指摘されたところである。

そこで、今回の検証では、平成30年5月及び11月に、大規模、小規模の家庭裁判所本庁各1庁及び家庭裁判所支部1庁の計3庁の裁判所並びに上記各本庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を実施し、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と更なる課題、人事訴訟の審理等を念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題を中心として、裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、後掲Ⅳ. 2のとおりである。

3. 3 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数は前回より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にあるほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）や、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについても、前回から大きな変化は見られない。